

「住教育ガイドライン」の中学校での活用方法

間地絢子*・村上友理**・山本善積

The Way for Use of "Guideline on Housing Education" in Junior High Schools

MAJI Ayako, MURAKAMI Yuri, YAMAMOTO Yoshizumi

(Received September 30, 2011)

1. 研究の目的と方法

2006（平成18）年に「住生活基本法」が制定された。これは、1966（昭和41）年以来、住宅建設五箇年計画の根拠法となっていた住宅建設計画法にかわって、住宅政策の基本法となるもので、①現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成、②住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成、③民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護及び増進、④低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保を住宅政策の基本理念に位置づけた¹⁾とされている。良質な住宅や居住環境を創出し、住宅ストックを活用することは重要であるが、民間市場に委ねてできるのかなど慎重に検討すべきことも多い。それはさておくとして、同法では、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない」（第7条3項）と国民への住教育を課題として掲げている。良質な住宅ストックや居住環境が形成されていくためには、国民の住意識や住文化が醸成され、あるいは住教育の担い手が育成される必要もあるだろう。とくに、子どもへの住教育の担い手となるのは学校である。

こうした趣旨で、2006（平成18）年度から国土交通省住宅局及び日本住宅総合センターを中心に「住教育の推進方策に関する検討調査」が取り組まれ²⁾、2007（平成19）年には学校での住教育の進め方を「住教育ガイドライン」として検討する作業が行われた。これらの検討経過及び「住教育ガイドライン」は（財）日本住宅総合センター「住教育の推進方策と住教育ガイドラインの策定に関する検討調査」（2008年）にまとめられている。

学校における住教育は、住居に関する学習として家庭科（中学校では技術・家庭科）で取り組まれているが、関連した教育は、社会科、理科、保健、美術などでも行われている。あるいは、総合的な学習の時間、道徳などでも行われることがあるだろう。これらの学校での住教育に照らして「住教育ガイドライン」はこれでよいのかを検証する必要がある。さらには、家庭科の授業時数が少なく、学習指導要領の改訂で衣生活と住生活を合わせて1つの項目で扱われるようになっているが、学校での住教育をどのように進めていけばよいのかも検討すべき問題である。

本研究の目的は次のとおりである。1つは、「住教育ガイドライン」の作成過程をたどり、普及状況も踏まえて、これを評価する。もう1つは、山口県内の中学校における住教育の現状

*東九州短期大学学生

**福井県教員（非常勤）

とその問題をつかみ、「住教育ガイドライン」に関する意見も収集する。そして、これらから住教育の進め方を考察する。「住教育ガイドライン」の検証については、上記の「住教育の推進方策と住教育ガイドラインの策定に関する検討調査」や検討作成に関わったメンバーが寄稿した雑誌「住宅」（2009年3月号）、学習指導要領、家庭科（中学校では技術家庭科）の教科書、住居・住教育に関する副読本を用いた。また、山口県内の中学校における住教育の現状、「住教育ガイドライン」の中学校での活用の仕方等は、公立中学校の技術家庭科（家庭）担当の教員（以下、家庭科教員と呼ぶ。）への郵送によるアンケート調査で掴もうとした。2010年11月に県内の147校に「住教育ガイドライン」と質問紙を郵送し、61校から回答を得た（回収率は42%）。

2. 「住教育ガイドライン」の作成と普及

(1) 「住教育ガイドライン」の作成方法

「住教育の推進方策と住教育ガイドラインの策定に関する検討調査」によれば、2007（平成19）年2月に、「住教育の推進方策に関する調査」研究会が設置されて、検討が開始された。第1回研究会の資料では、検討の趣旨が次のように記されている。「平成18年6月に施行された『住生活基本法』において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられたことを踏まえ、関係機関の協力の下に、より効果的な住教育の推進を図るため、今後の住教育に関する取り組みの方向性について、学識経験者等による研究会を組織して検討を行う」³⁾。研究会は「住教育の推進方策に関する調査」研究会と称され、東京学芸大学の小澤紀美子教授を座長に大学からさらに1名、地方自治体から1名、小学校教諭1名、住宅生産団体から1名の5名で構成され、(財)日本住宅総合センターと委託を受けたコンサルタント会社が事務局となっていた。この研究会は、構成メンバーによる実践事例の紹介や大学関係者、教科書会社、住宅メーカー、子どもの環境教育に関わるNPOからのヒアリングを3回の研究会で行い、2カ月後には4回目の研究会でとりまとめをするという短期間の検討を行った。

調査検討の結果は、「社会全般」、「学校」、「行政/NPO」、「企業/専門家」の別に現状、方向性、具体策等がまとめられている。とくに学校については、およそ次のような認識がされた。

現状では、住教育は教師、保護者ともに重要視されていず、家庭科など住教育に関連する単元の授業時間が減少している。そこで、学力として身につける拠りどころや住教育に関する学習内容の体系化が必要であり、教師が住教育に取り組みやすくなる環境整備が必要である。具体策として、学校や教師に向けた住教育ガイドライン、ライフステージ毎の連続性も踏まえた住教育ロードマップが求められる。しかし、現実問題として関連授業時間が減少していることには留意する。これとあわせて、学校での授業実施に対する情報提供等のサポートの実施、実効性のあるイベント等の実施も検討課題とされた⁴⁾。

このように、短期間での検討であったために、小・中学校、高校での住教育の現状が断片的にしかつかまれていない、研究会に文部科学省が参加も協力もしていないので、学習指導要領の改訂に関する情報も明確につかまれていないといった問題が見られる。

2007（平成19）年11月には「住教育ガイドライン」策定検討調査研究会（以下、策定研究会と略す。）が7名の委員で編成され、また、先立って9月からは6名の委員で「住教育ガイドライン」検討ワーキング（以下、検討ワーキングと略す。）が設置されて11月までに4回の検討ワーキングが開催され、原案の検討がされていた（うち3名は策定研究会の委員）。これら

の両方の委員として、東京学芸大学の小澤紀美子氏が加わっていた。また、策定研究会には文部科学省初等中等教育局の教科調査官も加わっていた。

検討ワーキングでは、学校現場の実情を考えて、8ページの読みやすいもので、住教育の全体像を示すロードマップも含めたガイドラインを作成することとされた。そして、住教育の意義、住教育の魅力、住教育の領域と目標（ロードマップ）、授業の進め方（4領域の事例）、住情報などを内容とする原案が作られた。第1回の策定研究会（2007年11月）では、この原案に対して概ね賛意が示されていたが、検討や修正を求める意見も出された。中学校の家庭科教員でも住居、住生活を専門的に学んだ教員は少ない事情や、学習指導要領の改訂で衣生活と住生活が1つになり、中学校で「住」に使えるのは10時間しかないとの指摘がされた⁵⁾。修正点としては、授業の展開事例に要する時間を原案では6時間と想定しているが、6時間ではできないという意見があった。検討点として、普及方法が挙げられた。配布するだけでなく、説明、紹介することが必要だという意見があった。また、家庭科だけでなく、いろんな教科で進めていく可能性についても指摘された。他にも、「住教育関連情報」を追加する意見、学習指導要領のキーワード（「活用する力」、「体験」等）をはじめ、指導要領と同調していると感じられる効果的な言葉の使い方についても指摘がされていた。

第2回策定研究会（2008年3月）では、「住教育ガイドライン」の内容と普及活動が議論された。内容面では、検討ワーキングで作成された修正案に対して、日本の伝統文化との関わりを示す必要があるとの指摘がされた。普及活動では、ポータルサイトを利用して情報提供すること、賞金を出して先進的な取組事例を募ること、事例集の発行、継続的な住教育に関する事務局の体制などについても検討すべきとの指摘がされた。

第3回策定研究会（2008年3月）では、「住教育ガイドライン」の最終案が示され、大きな修正意見はなかった。普及に関しては具体的な方針や意見が出されたが、学校への配布は行われないことになった。また、住教育関連のホームページを作ることを検討していると説明がされた。

（2）「住教育ガイドライン」の概要

「住教育ガイドライン」と称されているが、「学校で住教育に取り組んでみませんか？」というのが実際のタイトルで、「住教育ガイドライン」という語句は冊子のどこにも使われていない。全8ページで、①住教育の意義（住教育とは）、②住教育の魅力、③学習の流れと住教育の領域、④領域ごとの授業の展開事例、⑤住教育関連情報が記載されている。発行は（財）日本住宅総合センターと住生活月間実行委員会（事務局は日本住宅協会）で、「協力」として国土交通省が記載されている。また、問い合わせ先は（社）日本住宅協会になっている。

表紙に、サブタイトルのように、「住まいと暮らしの視点から教科等を横断して取り組むことのできる『住教育』の授業づくりガイド」と記され、「住教育は、住まいやまちで、安全に安心して暮らしたいという思いや願いを「かたち」にし、住まいを文化として愛おしむ価値観を育て、住生活や住環境をより豊かに魅力的につくりあげていくための教育です」と学校教育にとどまらない、ロードマップとして説明されている。作成時の議論が反映されているが、やや広がりすぎているとも言える。しかし、家庭科の住居・住生活だけでなく、他の教科でも、あるいは総合的な学習の時間などでも取り組むことができる住教育としたのは適切である。授業の展開事例で触れられている防災や防犯に関するテーマは、授業だけでなく、学級活動、学校行事でも取り上げられるだろう。こうした地域のまちづくりは住居・住生活の得意なテーマであるが、教科等を横断し多くの人々が協力して取り組む方がよいテーマでもある。

住教育の魅力については、「日々の生活の中で、暮らしの体験から気づき、感じることで、多様な人たちとの関わりを通じて学べることで、他にはない住教育の大きな魅力」とされ、それによって、次のような「力」がつくとされている。その「力」とは、①社会に参画し、身近な人とよりよい人間関係を築くためのコミュニケーション力、②学んだことを活用する力や、社会で自立的に生きる力、③資源や環境に配慮するライフスタイル、④地域の住まいや暮らしの知恵と豊かさを継承し、発展させる力、の4つが挙げられている。この中で、「ライフスタイル」と「力」とは違っていると思われるが、資源や環境に配慮して暮らすことができる力という意味では同意できる。また、作成時の議論でもあったように、「地域の伝統や文化」が強調されている。具体的には、④の「力」に関する説明で、「自分の住む地域や他の地域のさまざまな住まいと暮らしを知り、環境と共に生きる暮らしの知恵や豊かさを学び体験することで、地域の伝統や文化に親しみ、それを大切に思い活かしながら継承・発展させる力が育ちます」(p.2)と述べられている。

住教育でやることを、学習の流れと住教育の領域で説明している。学習の流れについては、当初の原案で考えられていた小学校・中学校・高校別に示すのではなく、「フィードバックを重ねながら内容を深めステップアップすることによって、目標とする「力」をつけることができ」とし、一般的な学習の流れを感性→理解・認識→思考・判断→表現・行動・実践で示した⁶⁾。そして、図2のように、その「関係性による広がり」、「住教育への展開」を模式的に示している。しかし、住教育が人やもの、空間、環境などとの関係性を含んだものであるから、「関係性による広がり」とは何を意味するのかがよくわからないところである。

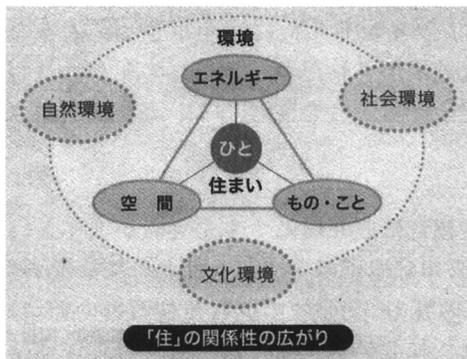


図1 「住」の関係性
(「住教育ガイドライン」p.1より)

	感性	理解・認識	思考・判断	表現・行動・実践
学習の流れ	感じる 気づく 思う、願う	知る(わかる) 調べる	考える 調整する 判断する	伝える 評価する やってみる(行動する) できる、活用する
関係性による広がり	共感する 親しむ、愛着をもつ	つながりを知る	総合的に判断する 展望する、将来を見通す	交流する 働きかける 協働で取り組む
住教育への展開	空間や環境を体で感じる	住まいの機能や構造・建て方などの種類、多様な住まい方を知る	自然環境、近隣、社会との関係の中の住まいを考える	自分らしい住まい方を表現する 自分らしい住まいを実現する 自分たちのまぶづくりに取り組む

図2 学習の流れ
(同、p.3より)

住教育の領域については、「このガイドでは、住教育の領域を以下の4領域に分けています」として、「1. 人と住まい」、「2. 住まいの空間と構成」、「3. 住まいと社会」、「4. 住まいと環境」の4つを示している。また、領域ごとに、「具体的な内容」を4点記し、「授業の展開(事例)」を2つ挙げている。例えば、「1. 人と住まい」では、具体的な内容として、「住まいの機能」、「住まいの構造・建て方」、「住まいの変遷」、「住生活様式」の4点を列記し、「授業の展開(事例)」では、「語らう」、「まもる」の2つを記している。そして、「各事例の授業時間はおおよそ6～8時間程度を目安」にしているとしつつ、いろいろな教科等で関連する部分を扱うといった活用の仕方も示している。

「授業の展開(事例)」は4領域について記載されているが、ここでは、「1. 人と住まい」

について見ておこう。「語らう」という事例では、狙いとして、語らいがよい人間関係をつくと述べ、「語らいを生み出す空間を考えながら、コミュニケーション力を育て」ることを挙げている。その授業展開を次のように示している。まず、「語らいと空間の関係を知る」として、様々な位置や距離で話をしたり、話しやすい場所を学校や家で出し合ったり、段ボールをカーペットのように敷いて、話がしやすい広さを見つけるといった作業例を挙げている。次に、「家庭での団らんと空間」では、どこで、誰と、どんな話をするのか、あるいはしたいかを考えたり、団らんしやすい空間のイメージ（明るさ、色、素材、家具やドアの形状など）を考える作業例を挙げている。そして、「語らいとコミュニティ」では、まちにまで視野を広げて、まちの中で居心地のよい場所を探し、その理由を考える、家、まち、学校で語らいがどんな効果を生むかを考える作業例とともに、学校やまちで語らいが生まれる場づくりを提案する作業例も挙げている。

この授業展開事例は、「感性（感じる、気づく、思う）」→「理解・認識（知る、調べる）」→「思考・判断（考える、判断する）」→「表現・行動・実践（伝える、やってみる、活用する）」という学習の流れに、おおよそ沿っていると言える。また、人と住まいのコミュニケーションを通しての関わりを考えさせる授業事例であるが、学校でできる作業を重視し、それを行うことで理解・認識を深め、家やまちについて考えるという方法を提示している。住まいでは、居間、食事室、子ども室等での語らいが重要であるが、家族や住宅事情が様々で、授業で扱いにくい状況がある。学校の空間や地域の空間を素材にして、話しやすさや居心地のよさを調べ、考えることで授業がしやすくなると思われる。

もう1つの「まもる」という事例では、人が安全に暮らすための住まいのつくりや住まい方、暮らしの工夫を考えることを狙いに行っている。いわゆるハードとソフトの問題である。授業の展開は次のように示されている。まず、「災害から家族（人）をまもる」として、地震に強い家のつくりを理解するために、牛乳パックを使って、補強の有無や仕方で強さに違いが生じることを実験する作業例が挙げられている。それとあわせて、持ち出すもの、防災グッズ、避難所やその経路などを示した「我が家の防災マニュアル」を家族で話し合っつくり、発表しあう作業例も挙げられている。次に、「まちの安全・安心を考える」では、防犯面で安全な住まいやまちを考えたり、学校やまちで移動しにくいバリアを探す、小さな子ども、小学生、中学生などが公園で一緒に遊ぶためのルールづくりを考えるという作業例が挙げられている。

人が安全に暮らすためには、住まいが防災面でも防犯面でも安全につくられていることが必要である。また、地域にある物的な障壁（バリア）が除去されることも必要である。こうしたハード面だけでなく、安全な住まい方、地域の避難場所や経路、地域での防犯活動など暮らしの工夫も必要である。このことを気づかせようとする授業展開の事例ではあろうが、内容が分散している印象が強い。防災と防犯に絞って、「語らう」の展開方法と同様に、「感性」→「理解・認識」→「思考・判断」→「表現・行動・実践」を意識した展開例を示すことが考えられる。防災や防犯のテーマは、家庭科だけでなく、様々な教科、あるいは教科の枠を超えた問題として扱われることが多いので、学級活動、学校行事などいろんな場面で活用できる内容が求められるだろう。「住教育ガイドライン」がこれでよいとは言えない根拠の1つである。付け加えて言えば、先に触れたように、「1. 人と住まい」の具体的な内容として、「住まいの機能」、「住まいの構造・建て方」、「住まいの変遷」、「住生活様式」の4点が列記されていたが、これらが授業の展開事例ではどのように扱われているのか不明である。記載をするのであれば、説明が必要であろう。これも改善すべき点の1つである。

最後に「住教育関連情報」も取り上げられている。「ホームページ」、「副読本・絵本など」、「利用可能な施設」について記載されていて、授業の教材づくりにも役立つと思われる。また、住生活基本法の制定に触れて、国民一人ひとりが、より良い住まいと暮らしのあり方について理解を深めることが求められていること、子どもへの住教育の場を整えていく必要性が述べられている。住生活基本法については、住教育のことだけでなく、住宅政策の問題など、住教育の内容に関わって議論すべきことも多いが、ここでは立ち入らないことにする。

(3) 「住教育ガイドライン」の普及

「住教育ガイドライン」の普及については、学校への一斉送付というやり方を避けて、研修・研究会などで説明する場を設けて配布する方針が第3回「住教育ガイドライン」策定検討調査研究会（2008年3月）で確認されていた。また、住教育関連のホームページをつくって、そこにも掲載されることになった。そこで、「住教育ガイドライン」の実際の普及状況について、発行元の財団法人日本住宅総合センターと社団法人日本住宅協会から聴取した。2010年12月24日までに「住教育ガイドライン」を配布した部数は13,618部で、そのうち、学校関係者からの申し込みによる配布部数は3,842部とのことであった。学校関係者以外には、地方公共団体や企業からの申し込みが多いそうである。ホームページからダウンロードできるので、学校の教員がこの方法で入手していることは考えられるが、学校関係者への普及は進んでいないと言える。この普及は今後の大きな課題である。

財団法人住宅総合研究財団では、「住教育ガイドライン」をヒントにした住教育授業の普及推進のために、「住教育づくり助成」を行っている。これに応募された授業内容は、ホームページ「住総研」に掲載されている。「住教育ガイドライン」のテーマごとにモデル授業が紹介されている。「人と住まい」をテーマにしたモデル授業としては、中学校の家庭科で6時間の授業実践が紹介されている。「住まいの空間と構成」をテーマとしたモデル授業としては、小学校の家庭科で10時間の実践例がある。この授業では、中学校の家庭科教諭やプロの設計士を招いて、設計図をつくるという本格的な取組まで行っている。「住まいと社会」をテーマとしたモデル授業としては、総合的な学習の時間を47時間使った実践例がある。これは、まちを探検し、働く人たちにインタビューをして雑誌をつくるというものである。こうした活動を通してまちの良いところを発見し、まちに親しみを感じ、住み続けたいくなるという狙いが込められている。「住まいと環境」をテーマにしたモデル授業としては、小学校4年生を対象として、理科、社会、国語、算数、学活、総合的な学習の時間を合わせて25時間使って、「環境と関わりながら暮らす」学習に取り組んだ実践例が紹介されている。まさに教科を横断した住教育の例と言える。児童は各教科の授業で学んだことを活用する力を身につけることができ、もの（環境）を多角的に見ることで総合的な考え方も身につけることができるとされる。

こうした実践例をみると、モデル授業を助成することで「住教育ガイドライン」の普及・活用をすすめるという方針は有効であったと評価できる。様々な授業実践が紹介されることで、教科を横断した住教育も見られるようになった。モデル的な授業実践では一定の成果があったが、「住教育ガイドライン」の学校現場への普及という点ではまだまだである。これをどのように強めるかが大きな課題と言える。

3. 山口県内の中学校における住教育の状況と課題

(1) 家庭科教員の状況

山口県内の公立中学校における家庭科教員に職務を聞いたところ、正規採用教諭は72%で、

教頭が5%、常勤講師12%、非常勤講師11%という回答結果であった。教育活動について質問した結果では、自校のみで家庭科の専任者は49%で、自校で家庭科以外の教科も担当している者が44%、他校にも家庭科教員として勤務している者が5%、他校にも勤務していて、家庭科以外の教科も担当している者が2%であった。自校または他校で家庭科以外に担当している教科は、数学6人、特別支援6人、英語3人、国語3人、美術3人、音楽2人で、他には社会科、理科、技術科があった。これらの教員には家庭科を許可免で教えている者も多く見られた。このように、家庭科教員は公立中学校にきちんと配置されていない。別の専門教科とあわせて家庭科も許可免で担当している教員が多いという状況である。

学級（クラス）担任をしている者は41%であったが、これは職務と関わりがある。正規採用教諭で学級（クラス）担任をしている者は52%、常勤講師では29%、非常勤講師や教頭では0%であった。学校内で学級担任以外の役割があるかどうかを質問したところ、あるとの回答が51%であった。その役割として記入された校務分掌を列記すれば、次のようになる。教頭、学校の教務、学年主任、学校図書館主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、道徳担当、進路担当、研修担当、環境整備担当、安全点検担当、生徒会担当、生徒指導、清掃担当、食育担当、給食担当、地域食育連携、地域ボランティア担当などであった。記入された中では、食育や給食など食に関する役割を持っている者が多く見られたが、住教育に関する役割を持っている者は、環境整備、安全点検、清掃担当など少なかった。但し、道徳担当者からは、「住教育ガイドライン」の授業事例が道徳の授業でも使えるという意見が回答された。学校内でこのような役割を持っていると、住教育に関わる機会が多少とも増えると思われる。

（2）住教育の状況

家庭科の全授業時数は87.5時間が標準で、ほとんどの教員はこの前後の授業時数を回答したが、これより17.5時間多い105時間と回答した者が5%見られた。

家庭科の中で住分野にかける時間数を質問した。家庭科には、住分野以外にも、食物、被服、保育、消費生活等の分野が含まれていて、中学校での住分野の時間は10時間程度と言われている。回答結果では、5時間未満が8%、5～7.5時間未満が22%、7.5～10時間未満が24%、10～12.5時間未満が33%、12.5～15時間未満が2%、15時間以上が6%、不明が5%であった。やはり10時間前後が多いが、7.5時間未満も30%あり、授業時数が多いとは言えない状況である。この授業時数を教員がどのように感じているかを聞いたところ、「ちょうどよい」との回答が64%、「不足している」が26%、「充分足りている」が5%、不明が5%であった。授業時数が5時間未満の者では「不足している」との回答がほとんどであるが、5時間以上では「ちょうどよい」との回答が多く見られた。但し、10時間以上の者でも「不足している」との回答が24%あり、教員によって感じ方が違っていることが分かる。これと関連して、「不足している」と回答した者に、さらにどのくらいの時間数が必要かを聞いたところ、「3～4時間」との回答者が42%、次いで「5～6時間」が26%、「1～2時間」が11%であった（不明が21%）。現状が5時間未満の者では「5～6時間」が多く、現状が5時間以上では「3～4時間」がやや多かった。これらの結果からも10時間程度が必要時間数と考えられる。

住分野を扱う学年を質問したところ、2年生が68%、1年生が24%、3年生が5%であった（「とくに決めていない」は1%、不明2%）。実際に現行の教科書の1つの「開隆堂」版を見ると、住分野は230頁中の120～137頁にあり、2年生で学習することが多いのも頷ける⁷⁾。

「住分野は食・衣・家族・消費生活などと比べて取り組みやすいか」を質問したところ、次のような回答結果であった。「取り組みやすい」が7%、「やや取り組みやすい」が12%、「取

り組みにくい」が8%、「やや取り組みにくい」が34%、「どちらでもない」が34%、不明が5%。「取り組みやすい」、「やや取り組みやすい」といった肯定的な回答が19%に対して、「取り組みにくい」、「やや取り組みにくい」といった否定的な回答が42%である。住分野を取り組みにくいと感じている教員が多いことが分かる。このような教員は、住分野にかける時間数も少ないといった関係が見られる。住分野の時間数が5時間未満の者では、その60%が、5～7.5時間未満の者では、その50%が、7.5～10時間未満の者では、その54%が否定的な回答であったが、10時間以上の者では否定的な回答が36%であった。しかし、10時間以上の者でも、肯定的な回答は16%であり、肯定的にとらえている教員は少ないと言える。

否定的な回答者に、(やや)取り組みにくいと感じる理由の記述を求めたところ、次のような理由が挙げられた。①各生徒の住居・住環境の差、②生徒自身で改善しにくい問題がある、③掃除以外に生徒の実生活に関わることが少ない、学んだことを生活に生かせない、④生徒の活動を中心にした実習などがなく、教師主体になりがち、⑤授業の適切な教材が乏しい、生徒の興味をひく教材が見つげにくい、⑥換気・明るさ・音などを調べる機器が学校にない、⑦生徒の興味・関心が低い、⑧教師に苦手意識がある、⑨教師が住分野について深く学んでいない。確かに住居・住環境に差異があり、そうした住居や住環境は生徒が改善に関われないと思われる、取り扱いを敬遠されがちである。そのために、生徒が関われることまで思考の外に置かれてしまう。こうした取り組みにくさを感じている人には、「住教育ガイドライン」は役に立つ教材になると思われる。それは、住教育が学校・教室の中で、生徒の活動として始められ、学校生活や家庭生活に活かせる知識を主体的に獲得できる方法がいろいろと盛り込まれているからである。

住分野の内容を教科書に従って、①住まいのはたらき(住まいの役割、各地の住まい)、②家族と住まいのかかわり(生活行為と住空間)、③健康で心地よく住むために(室内環境、手入れ)、④安全に住む(家庭内事故や災害の防止)、⑤よりよい住まいと住み方を考える(住み方の工夫)に分けた場合、力を入れたい項目について、3つまでの選択で回答を求めた。最も選択された項目は、「③健康で心地よく住むために」(回答者の82%が選択)で、次いで「④安全に住む」(同じく62%)であった。最も少なかったのは、「①住まいのはたらき」(同じく21%)であった(図3)。中学校学習指導要領解説(家庭科編)では、「小学校の暑さ・寒さ、通風・換気及び採光に重点を置いた快適な室内環境の整え方についての学習を踏まえて、中学校では、安全に重点を置いた室内環境の整え方について取り扱うこととする」とあるので、今後は「安全」の問題がより重視されるだろう。

住分野でもっと充実させたいことの有無を聞くと、48%が「ある」と回答した。その充実させたい内容について、記入を求めたところ、およそ次のような事項が挙げられた。①各国の住まい、②各地の住まいや住生活の知恵、③家族と住まいの関わり(二世帯住宅、シルバー・チャイルド体験)、④騒音・シックハウス・室内環境、⑤安全な住み方(家庭内事故、災害防止)、⑥住まいの手入れ、⑦地球温暖化・環境とのかかわり、⑧エコ住宅(太陽光発電など)、⑨社会とのかかわり(ライフライン、近隣関係をよくするモラル)、⑩保育施設・子どもの遊び場。このように、力を入れたい項目として選択されることが少なかった「住まいのはたらき」に関わる事項も回答されていて、時間数が限られているので力を入れることができないことでも、教えたと思っている事項が多いと考えられる。また、住分野で体験的な授業をしたいという意見も多く見られた。さらに、教科書であまり取り扱われていない地球温暖化に関する事項や地域社会とのつながり、まちづくりの事項も挙げられていて、住教育の今後の広がりを期待す

ることができる。

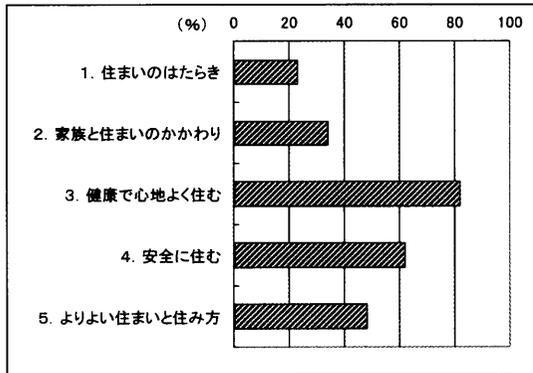


図3 住分野で力を入れたい項目

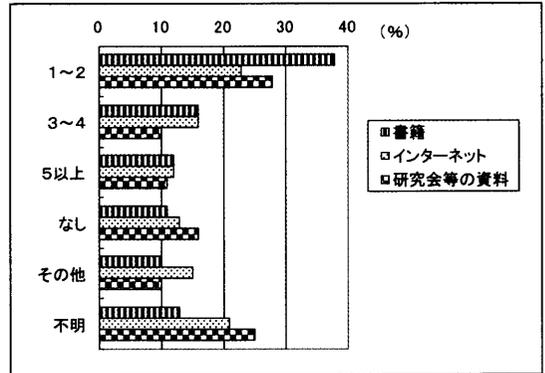


図4 使用している参考資料数

(3) 住情報について

「住教育を行う上で参考資料が必要と感じる時はあるか」を質問したところ、「ある」との回答が78%、「ない」が22%であった。「ある」と回答した者に、どのような資料かの記入回答を求めた。様々な回答があったが、①住まいの写真・ビデオ・模型（各地の住まい、新しい住まいの間取り、災害時の様子、住宅情報誌）、②関連資料・書籍（地震対策、バリアフリー、消費電力、環境データ、エコな住まいなど）、③授業の展開事例、指導案モデル（教科書の内容に関連した知識や応用）に分けることができる。これらの多くは「住教育ガイドライン」やその「住教育関連情報」欄で紹介されている副読本、資料に該当する。これで事足りるというわけではないが、主な資料は入手可能である。

次に、実際に授業づくりに使っているもので、住教育の参考資料はどのくらいあるかを聞いた。書籍は一冊で1つ、インターネットは一つのサイトを1つと数えることにし、特定の資料を持っておらず、必要な時だけ使っている場合は、「その他」に含めた。

書籍でも、インターネットでも、研究会・研修会の資料でも多かったのは「1~2つ」という回答であった。また、持っていないという回答も11%（書籍）~16%（研究会・研修会資料）あった（図4）。研究会・研修会でも住教育に関する資料が少ないことなどが考えられる。こうした書籍、インターネット、研究会・研修会資料以外に授業づくりに使用されているものには、新聞記事、住宅展示場の資料、写真、DVD・ビデオ、教材見本の資料集が挙げられた。

(4) 「住教育ガイドライン」の活用について

まず、「住教育ガイドライン」の認知について尋ねた。「知っている」と回答した者は23%であった。公立中学校の教員にはあまり知られていない。なお、山口県教育委員会の義務教育担当課でも人の交代もあって認知されていなかった。

「住教育ガイドライン」の中で、授業に取り入れたいものがあるかどうか、あればその項目を「住教育ガイドライン」にこちらでふった番号の複数選択で回答するよう求めた。①住教育の魅力、②学習の流れ、③住教育の領域、これ以降は授業展開事例で、④「語らう」、⑤「まもる」、⑥「はかる」、⑦「ひらく」、⑧「つながる」、⑨「住み続けたいまち」、⑩「環境と関わりながら暮らす」、⑪「住まいを永く大切に」、⑫住教育関連情報とした。「取り入れたいものはない」との回答が3%、不明が11%あった。それ以外の回答者が選択した、授業に取り入れた

い項目は図5のようである。あわせて、選択した理由を記述形式で回答してもらった。授業に取り入れたいという回答が最も多かったのは、⑤「まもる」であった。その理由としては、学校で耐震補強工事が行われているので関心を持てる、学校で防災学習に取り組んでいる、地震や水害など身近で起きるので、知っておく必要がある、災害マニュアルをつくることを通して、意識を持たせたい、防犯・防災はますます重要になってくるといわれるといった回答があった。次いで多かったのは、⑪「住まいを永く大切に」であった。その理由としては、学校の清掃活動につながられる、掃除は学級内の活動としてできる、汚れていることに着目できない生徒が多い、家庭で掃除をしない生徒が多い、環境に配慮した掃除、住まいの手入れで興味を持たせられるといったことが挙げられた。同じぐらいに多かったのは、⑩「環境と関わりながら暮らす」であった。その理由としては、これからの生活に欠かせない、エコ活動や地球環境に関心を持つ生徒を育てたい、環境に関する授業をしているので、さらに多面的にやりたい、学校の環境について考えることで、よりよい学校づくりも考えられる、自分たちの生活する環境を快適にする工夫を考えさせたいといったことが挙げられた。

授業に取り入れたいこととして回答が多かった防災・防犯、住まいの手入れ（清掃、整理・整頓）、環境との関わりなどの3つのテーマの選択された理由をみると、共通して、多くの人々が関心を持っている現代的な課題であることが挙げられる。ところが、生徒の意識や関心は高くないということも理由になっている。また、学校を教材に使えて、生徒の活動を授業に取り入れられるという授業のやりやすさも挙げられる。これらのテーマについては、教師の関心が高く、家庭科の授業などに活かされることが期待できる。

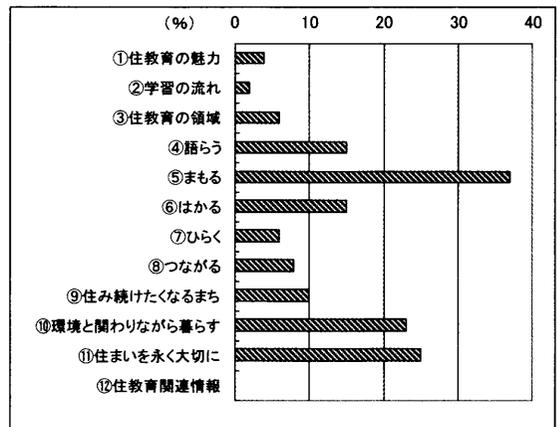


図5 授業に活用したい事項

「住教育ガイドライン」で求められているように、家庭科の住分野以外でも活用できないかということ、A家庭科の住分野以外、B家庭科以外の教科、C学校生活での活用に分けて記述回答を求めた。それぞれの場での活用の可能性について、回答結果をまとめる。

A家庭科の住分野以外

「家族とのかかわり」、「消費生活と環境」が多く回答された。「住教育ガイドライン」の「語らう」は家族のだんらんをより良くしようとする内容を含んでいて、「家族とのかかわり」とつながる。同じく、「環境と関わりながら暮らす」や「住まいを永く大切に」は先にも述べたように、住まいの手入れ、地球環境にまで目を向けた環境を扱っているので、「消費生活と環境」でも活かせるだろう。他にも保育、家庭生活などでも活かせるという意見があった。

B家庭科以外の授業での活用

家庭科以外では、道徳（バリアフリー、マナー、生活ルール）、総合的な学習（ふるさとと地域、地域と環境、ボランティア）、特別活動（文化祭、学活、専門委員会）、社会科（地理と住生活、高齢者・障害者問題）、防災学習、環境学習、その他に家族愛、命の大切さ、人間関係づくりなどを教える場面での活用が挙げられた。

C学校生活での活用

授業以外の学校生活での活用については、掃除・美化委員会、環境を整える、明るさ、風通し、メンテナンス、成長に応じた机やいすの調整・配置などが挙げられた。

「住教育ガイドライン」では、教科等を横断して取り組むことで住教育の様々な授業づくりが可能であると説明されている。そこで、家庭科教員が「住教育ガイドライン」の内容をもとに、してみたい他の教科との連携授業について尋ねた。記入された教科と学習内容は次のようなものであった。社会科（世界の気候と住まい、家族と法、環境配慮、ごみ問題）、技術（災害、木の特性、パソコンを使った住居学習）、理科（環境とライフスタイル、二酸化炭素の排出削減、地震）、保健体育（住まいの心地よさ）、国語（近隣への苦情を伝える意見文）、数学（寸法）、総合的な学習（団らん、バリアフリー）、道徳（命の大切さ、コミュニケーション）、特別活動（学活）。社会科など同じ教科でも教員によって連携してみたい授業内容はかなり異なっていた。家庭科以外の教員が「住教育ガイドライン」を見れば、また違った連携授業の希望が出てくるだろう。

「住教育ガイドライン」では家庭と学校を置き換えた学習方法が多く採用されている。学校を教材化することで、生徒の家庭事情に踏み込むことなく住教育ができること、学んだことを学校生活で実践でき、学校環境を変えることもできること、生徒同士の共通認識も得やすいことなどがメリットになる。このような置き換え学習を行ったことがあれば、その回答を求めた。

教室の照度調べ、空気の流れ調べ、動線を考えた教室の配置、校内のバリア探し（子ども、老人の視点）、校内の安全点検、災害時の避難方法、校内の汚れ調べ、エコ掃除、節水・節電などが回答された。すでにいろんな工夫がされているとわかる。

最後に、「住教育ガイドライン」に加えたい内容について尋ねたところ、次のようなことが回答された。世界の住まい方、家族構成と間取り、災害への備え、ごみ問題・リサイクルの状況、消費生活と関連させた環境、授業展開例が詳しく書かれたもの。教員の関心が反映されているとも言えるが、授業でそのまま使える具体的な資料や知識も要望されている。授業でそのまま使える資料や詳しい授業展開例などは「ガイドライン」とは別につくられる方が望ましい。上記の中では、消費生活と関連させた環境、ごみ問題などは、「住教育ガイドライン」に盛り込むことも検討されてよいだろう。

4. 考察—「住教育ガイドライン」の基本的評価と課題

「住教育ガイドライン」は住生活基本法を所管する国土交通省とその関係者が主導してつくられた。作成時に、文部科学省の教科調査官をはじめ、現職の教師が検討組織に加わったことで、学校の状況を幾分か反映したものになったとはいえ、文部科学省主導ではなく、教科調査官が新しい学習指導要領の内容を教示する程度にとどまった。このような検討・作成方法が学校現場への普及にも強く影響したと言える。国土交通省サイドから地方公共団体や住宅関係企業へは「住教育ガイドライン」が普及されたが、教育委員会や学校現場にはまだほとんど知られていないという状況である。

「住教育ガイドライン」の検討・作成は短期間に行われたため、議論を尽くしたとは言えないところがある。また、学習指導要領の改訂時期とも重なっていたので、おおよその改訂方向が反映された程度で、新しい教科書との整合などは望むべくもなかった。こうしたことから、今後、さらに見直され、つくり変えられてよいものである。

しかし、現行のガイドラインでも学校の教員にはとても役立つ内容がある。授業の展開事例が学校を教材化して掲載され、授業づくりに役立つ住教育関連情報も紹介されている。また、

このガイドラインを使ったモデル授業も別に紹介されている。実際に山口県内の中学校の家庭科教員を対象としたアンケート調査では、回答者の多くがこれを活かした授業ができると指摘していた。さらに、家庭科以外の教科や学校の取り組みにも活かせると考えられる。したがって、「住教育ガイドライン」の内容を丁寧に学校の教員に伝えていく普及が必要である。中学校や高等学校では家庭科以外の教科の教員にも届けたいが、まずは家庭科教員が知っておく必要があるだろう。

今回の調査で、県や市町教育委員会の関係者にも「住教育ガイドライン」が認知されていないことが分かった。学校現場への普及にはインターネットも含めて様々なルートが考えられ、実際にも必要であるが、教育委員会の関係者への説明や普及の手立てが何よりも重要である⁸⁾。

謝辞

本調査研究では、山口県教育委員会義務教育課をはじめ、市町教育委員会並びに公立中学校の家庭科担当の先生方にご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 国土交通省住宅局住宅政策課監修、日本の住宅事情と住生活基本法、ぎょうせい、2006年、監修にあたって
- 2) 「住教育の推進方策に関する調査研究会」の設置については、国土交通省が中心になり、日本住宅総合センターの研究協力を得たと国土交通省住宅局住宅政策課は述べている。「住宅」2009年3月号、日本住宅協会、p.16
- 3) (財)日本住宅総合センター、住教育の推進方策と住教育ガイドラインの策定に関する検討調査、2008年10月、p.42
- 4) 前掲書、pp.65-66
- 5) 前掲書、p.113
- 6) この学習過程は、「J・デューイのいう反省的思考過程であり、アクション・リサーチでもある。2008年9月に発行された『総合的な学習の時間』の学習指導要領解説編にも記載されている」と紹介されている（小澤紀美子、住教育を通して豊かな住生活を構築できるスキルの育成、「住宅」、2009年3月、日本住宅協会、p.13）
- 7) 「東京書籍」版では235頁中の130～149頁である。なお、高等学校家庭科教科書では、教育図書株式会社のもので住生活を最初の第1章に置いている。その理由として、住居は生活の器であり、住居の学習をすることで、自分の生活を見直すことができ、家族に広げていけるという点などが挙げられている。これは、「住教育の推進方策と住教育ガイドラインの策定に関する検討調査」、pp.82-83による。
- 8) 2008年12月には、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図っているところであると記載されている（国土交通省住宅局住宅政策課、住教育に関わる国土交通省の取組、前掲「住宅」、p.17）。しかし、担当者が交代をすれば、「住教育ガイドライン」の存在も分からなくなるので、繰り返し行う必要がある。